

1. 背景

本評価は、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法（平成 26 年法律第 24 号。以下「法」という。）第 36 条第 1 項に基づき、平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日（以下「平成 29 年度」という。）の株式会社海外交通・都市開発事業支援機構（以下「機構」という。）の業務の実績について評価を行うものである。

機構は、海外における交通事業及び都市開発事業について、当該市場の継続的な成長発展が見込まれる一方で、これらの事業が投資の回収に相当期間を要するとともに事業環境の変化により収益の発生に不確実な要素を有していることを踏まえつつ、我が国に蓄積された知識、技術及び経験を活用して海外においてこれらの事業を行う者等に対し資金の供給、専門家の派遣その他の支援を行うことにより、我が国事業者の当該市場への参入の促進を図り、もって我が国経済の持続的な成長に寄与することを目的とし、法に基づき平成 26 年 10 月 20 日に設立された株式会社である。

機構の業務の実績評価に当たっては、機構が、活動原資の大半が国からの出資である官民ファンドであることを踏まえ、以下の点に留意している。

- ① 支援決定等の実績
- ② 国土交通大臣が認可した収入・支出予算を適正に執行しているか
- ③ 法第 24 条第 1 項に基づき国土交通大臣が定める株式会社海外交通・都市開発事業支援機構支援基準（以下「支援基準」という。）に従って適切に支援決定を行っているか
- ④ 官民ファンドの運営に係るガイドライン（平成 25 年 9 月 27 日官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議決定）に基づく検証の一環として設定した KPI を達成しているか

2. 個別の項目に対する実績評価

(1) 支援決定等の実績

平成 29 年度末までにおける機構の支援決定案件の件数等の推移を表 1 に示す。なお、以下に記載する支援決定に係る実績は国土交通大臣認可時点で計上している。

表 1. 平成 29 年度までの支援決定等の実績

	支援決定額	実投融資額	年度末 借入金残高	支援決定件数
平成 26 年度	0 億円	0 億円	0 億円	0 件
平成 27 年度	117 億円	87 億円	0 億円	3 件
平成 28 年度	88 億円	21 億円	0 億円	3 件
平成 29 年度	322 億円	155 億円	0 億円	6 件
累計	527 億円	263 億円	0 億円	12 件

平成 29 年度は、機構による支援決定を 6 件行った（うち 1 件は支援決定済み案件への追加支援）。単年度で支援決定額が約 322 億円、実投融資額が約 155 億円と、平成 28 年度末までの累計と比較してそれぞれ約 1.7 倍、約 1.4 倍の実績となっている。その結果、機構は設立から平成 29 年度末までの実績で、支援決定が 12 件、支援決定額が約 527 億円、実投融資額が約 263 億円となり、着実な案件積上げを行っていると思われる。

しかしながら、機構は未だ財務自律的な会社運営に至る途上段階にあるところ、引き続き優良な投資資産を積み上げるとともに、ハンズオン支援等による支援決定案件の適切な管理・運営による収益の早期確保及び拡大を目指すことが期待される。

(2) 収入・支出予算の適切な執行

機構は、毎事業年度の開始前に、当該事業年度の予算を国土交通大臣に提出して、その認可を受けなければならないとされている（法第 30 条第 1 項）。また、毎事業年度終了後 3 月以内に、当該事業年度の貸借対照表、損益計算書及び事業報告書を国土交通大臣に提出しなければならないとされている（法第 32 条）。よって、収入・支出予算が適切に執行されているかについて、認可予算の額と実際の収入・支出の状況を比較して評価を行う。

① 収入予算の執行

<出資金>

平成 29 年度の出資金収入は、政府出資金が 215 億円となっている。政府出資金が収入予算額を下回っているのは、支援決定案件数が 6 件と当初想定より少なかったことに伴うものである。

なお機構の予算である産業投資枠に対する執行率が低く、これまで運用残が出ているのは、設立の初期段階であり共同出資者との案件形成に時間を要したこと、また、景気変動に伴う経済状況の変化や政権交代等の相手国政府の状況の変化で民間事業者の事業化の検討が必ずしも当初想定どおりに進捗しなかったこと等により、機構の支援決定に至らなかったものである。

引き続き優良な支援決定案件を積み重ねることが期待される。

<借入金>

借入金の実績はないが、これは既存資金をもって対応することが可能であったことによるものであり、問題は認められない。

表2 主要な収入データ

単位：千円

科目	収入予算額	収入決定済額
(款) 出資金収入	70,100,000	21,500,000
(項) 政府出資金	70,100,000	21,500,000
(項) 民間出資金	-	-
(款) 借入金	57,700,000	-
(款) 事業収入	-	21
(款) その他収入	-	2,003
合計	127,800,000	21,502,024

② 支出予算の執行

<出資金>

平成29年度の支援決定件数は6件（平成28年度3件）、支援決定額は322億円（同88億円）と平成28年度と比較して増加しており、着実な案件の積み上げを実施している。今後とも優良な投資資産を積み上げていくことが期待される。

個別案件への投融資に際しては、案件の払込スケジュールに併せて産投出資金払込みを申請しているため、設立当初に受け入れた運営資金分を除けば、基本的に機構に対する出資額と実投融資額は一致しているが、分割出資や相手国政府の状況の変化による手続きのスケジュールの変更等のために、実投融資が翌年度へ持ち越しとなって、機構に対する出資額と実投融資額に乖離が生じている。この乖離を可能な限り減らすために、今後は、確実に出資実績を増やしていくことが求められる。

<事業諸費>

事業諸費の執行額は予算額を下回っているが、これは、平成29年度の支援決定件数が当初の想定件数よりも少なかったためである。その支出は、機構が策定した予算の範囲内

かつ機構の会計規程等に沿って適正になされたものであることから、適切なものと評価される。

一方で、確度の高い案件のための予算である産業投資枠に対する執行率が低く、これを向上させるため、引き続き優良な案件形成が期待される。調査費についても、執行額が予算と比べて低いことから、今後さらなる案件の発掘や形成に向けた調査をより一層実施していく必要がある。

<一般管理費>

役職員給与の支出決定額が予算額より減少しているが、これは認可予算時点で想定されていた定員 60 名と実員 55 名（平成 30 年 3 月 31 日現在）の差異による必要費用の減少が主たる要因であり、問題は認められない。

一方で、機構による支援決定件数の増加が見込まれることから、ハンズオン支援やモニタリング体制の充実等による管理・運営の強化、支援決定前の案件審査等の迅速かつ適切な実施のために、優れた人材の確保を進めることが必要である。

表 3 主要な支出データ

単位：千円

科目	支出予算額	支出決定済額
(項) 出資金	127,800,000	14,343,150
(項) 貸付金	-	1,122,293
(項) 事業諸費	1,076,346	594,291
(目) 事業諸費	151,773	8,057
(目) 調査費用	707,272	473,566
(目) 旅費	101,901	112,668
(目) 支払利息	115,400	-
(項) 一般管理費	1,815,027	1,187,073
(目) 役職員給与	920,758	638,527
(目) 諸謝金	39,638	20,978
(目) 事務費	851,905	526,761
(目) 交際費	2,000	332
(目) 退職給与引当金繰入	726	-
(目) 固定資産取得費	-	475
合計	130,691,373	17,246,807

以上により、平成 29 年度の機構の収入及び支出については、いずれも国土交通大臣から認可された収入及び支出予算の額の範囲内であり、その執行に特段の問題は認められない。

なお、今後は、機構において優良案件に対する支援決定を着実にを行い、支援の実行により予算が着実に執行されることを期待する。

(3) 支援基準との適合性

機構が平成 29 年度に支援決定を行った 6 案件については、金融やエンジニアリングの有識者からなる事業委員会が、社外監査役である弁護士の意見を聞きながら、支援基準に照らして適切に案件選定を行った。今後も、民間企業からの案件相談への対応や支援決定に向けた案件審査など、出資等に向けた活動を精力的に行っていくことを期待する。

なお、機構が従うべき基準は以下のとおりとなっている。

① 支援対象となる対象事業が満たすべき基準

項目	実績
(1) 政策的意義	① 海外市場への事業者の参入の促進 ② 機構による支援が有効 ③ 我が国の外交・対外政策との調和 ④ 環境社会配慮 それぞれの支援基準について、適合している。
(2) 民間事業者のイニシアチブ	① 海外展開に意欲のある事業者への後押し ② 民間事業者からの出資等の資金提供が行われると見込まれる ③ 民間事業者と連携の上、機構が事業参画を実施する ④ 民業補完性に配慮し、機構が我が国事業者との間で最大出資者とならない（ただし、機構が我が国事業者との間で最大出資者となることが一時的であると認められる場合は、この限りでない） それぞれの支援基準について、適合している。
(3) 長期における収益性の確保	① 適切な経営責任を果たすことが見込まれる ② 長期的な収益が見込まれる ③ 事業終了時における資金回収が可能となる蓋然性が高い ④ あらかじめ撤退に関する関係者間の取り決めを行っている それぞれの支援基準について、適合している。

(4) 他の公的機関との関係	他の公的機関（JBIC、JICA、NEXI 等）との間で十分な連携の下に適切な役割分担が行われている。
----------------	---

② 対象事業支援全般について機構が従うべき事項

項目	実績
(1) 運営全般	・我が国の民間企業による交通事業・都市開発事業の海外市場への参入促進を図るため、6件の支援決定を行った。
(2) 投資規律の確保	・機構の業務の適正を確保するために必要な内部統制システムに関する事項を定めた「内部統制システム基本方針」及び情報管理の適正を確保するための体制等を定めた「情報セキュリティ対策基準」を策定している。 ・支援決定した案件の内容をホームページに掲載する等、適切な情報開示を行っている。
(3) 機構の長期収益性	・資金回収の蓋然性が高く、機構の収益積み上げに貢献すると判断した案件について支援決定を行った。 ・モニタリング及びポートフォリオ管理に関する事項を定めた「モニタリング管理規程」を策定し、同規定に基づいた運営を行っている。
(4) 機構への民間出資者等との関係	・機構への民間出資者等について、機構の中立性及び幅広い民間出資者等を確保する観点から適切な構成であると認められる。
(5) その他	・国土交通省と連携しつつ業務運営に取り組んでいる。

(4) KPI の達成状況

官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議にて設定したKPIの達成状況については、下記のとおりとなっている。

評価項目	KPI	成果目標	達成状況 (平成30年3月末)
収益性	機構全体の長期収益性 (総支出に対する総収入の比率) ※機構発足から概ね15年を経過するまでは、資本金等に対する純資産の割合を参考情報として記載	1.0倍超	EXITが終了した投資案件が出るまで未記載。 ※資本金等に対する純資産の割合は約0.88
民間資金の海外プロジェクトへの誘導効果	機構からの出資額に対する機構及び日本企業からの総出資額の比率	2.0倍超	4.3倍
	支援案件に参加する日本企業数	10社/年以上	8社

海外市場への参 入促進	新規海外・地域進出企業数	1社/年以上	1社
	我が国に蓄積された知識、技術及び経験の活用状況 (案件ごとに活用状況を1~3点の総合点数評価し、その平均値を用いる)	平均2.0点以上	2.8点

平成29年度については、支援決定件数が6件と少なかったため、「支援案件に参加する日本企業数」で目標を達成していない。

なお、「機構全体の長期収益性」は、総収入に対する総支出の割合をKPIとして設定しており、EXITが出るまで公表しないとしているが、国民に対する説明責任を果たすという観点から、情報の秘匿性に留意しつつも、参考情報として資本金等に対する純資産の割合を付記することとした。

3. 総括

本業務実績評価では、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構が平成 29 年度に実施した業務の評価を行った。

平成 29 年度においては、合計 6 件、約 322 億円の支援決定が行われ、そのうち約 155 億円の出資が実行された。平成 29 年度の機構の収入及び支出については、いずれも国土交通大臣から認可された収入及び支出予算の額の範囲内であり、その執行に特段の問題は認められない。なお、今後は確度の高い案件のための予算である産業投資枠に対する執行率を向上させるべく、引き続き優良な投資資産の積上げが期待される。

また、平成 29 年度に支援決定を行った全 6 件については、支援基準に適合した事業であるとともに、「官民ファンドの運営に係るガイドライン」に照らして特段の問題は認められず、機構の業務は KPI の達成を目指して実施されていると評価される。

以上を踏まえ、支援決定等の実績、予算、支援基準及び KPI の点について問題は見受けられないと評価する。

(参考)

事業概要 (6 件)

① 米国・テキサス州高速鉄道開発事業

項目	実績
支援対象事業者	Texas Central Partners, LLC
認可日	平成 29 年 5 月 26 日
支援内容	融資額：約 25 億円
事業概要	米国テキサス州ダラスーヒューストン間において、Texas Central Partners, LLC が実施する日本の新幹線システム (N700 系) を基幹技術とする高速旅客鉄道の建設・運営発事業。
支援基準との適合性	
(1) 政策的意義	<p>① JR 東海の先駆的な新幹線システムの導入が進められており、車両・信号機器の輸出のみならず、オペレーションなどの分野で日本企業の参画が見込まれる。</p> <p>② 機構の参画により、建設段階における日本企業の受注機会が見込まれる。</p> <p>③ インフラシステム輸出戦略及び日本再興戦略に位置づけられているインフラシステム輸出による経済成長の実現等に貢献。</p> <p>④ デューディリジェンスの結果、重大な影響を与える懸念はないと判断。</p>
(2) 民間事業者のイニシアチブ	<p>① 機構が開発段階で参画することにより、当該プロジェクトの実現性を高め、建設段階における本邦企業の参入の確実性を担保する。</p> <p>② 機構の開発段階での参画に続き、建設段階では、本邦民間企業の出資が見込まれる。</p> <p>③ 取締役会への出席等を通じて、適切な経営体制を確保。</p> <p>④ 機構の出資比率は、一定の段階を経た上で、本邦民間企業の出資比率を上回らないこととする。</p>
(3) 長期における収益性の確保	<p>① 取締役会への出席等を通じて、適切な経営体制を確保。</p> <p>② 客観的な需要予測を含むデューディリジェンス、適切な支援等により、長期的な収益が見込まれる。</p> <p>③ 適切な収益を確保し資金回収を図る計画。</p> <p>④ 株主間契約書内で撤退に関する取り決めを行っている。</p>

(4) 他の公的機関との関係	関係省庁に情報提供することを通じて、十分な連携の下に適切な役割分担を行っている。
----------------	--

② インドネシア・ジャカルタ・ガーデン・シティ中心地区都市開発事業

項目	実績
支援対象事業者	PT. AEON MALL INDONESIA
認可日	平成 29 年 5 月 30 日
支援内容	出資額：約 50 億円
事業概要	ジャカルタ中心部から東に約 20km に位置するジャカルタ・ガーデン・シティにおいて、その中核となるショッピングモールを含む商業施設の建設・運営と併せ、鉄道駅に接続するバスのロータリーを整備し、公共交通機関の利用促進を図る複合都市開発事業にイオンモールと参画する。
支援基準との適合性	
(1) 政策的意義	<p>① 日本企業がインドネシアにおいて行うショッピングモールを含む複合都市開発事業を支援するものであり、当該モール事業の海外展開だけでなく、当該企業のスーパー部門や他の本邦企業のテナントとしての進出、日本の建設会社の施工者としての参画等本邦事業者の海外展開の支援になる。</p> <p>② 機構が出資することにより、事業者が抱える為替リスクを軽減することができ、事業の円滑な運営が見込まれる。</p> <p>③ インフラシステム輸出戦略及び日本再興戦略に位置づけられているインフラシステム輸出による経済成長の実現等に貢献。</p> <p>④ デューデリジェンスの結果、重大な影響を与える懸念はないと判断。</p>
(2) 民間事業者のイニシアチブ	<p>① 制度変更によって大きくなった為替リスクを軽減することにより、イオンモールの海外展開を後押しする。また、中小企業等を含め、テナントとして入居する民間企業にビジネスチャンスを与える。</p> <p>② イオンモールが出資。</p> <p>③ 取締役会への出席等を通じて、適切な経営体制を確保。</p> <p>④ 機構は他の我が国出資者との間で最大出資者とならない。</p>

(3) 長期における収益性の確保	<p>① 取締役会への出席等を通じて、適切な経営体制を確保。</p> <p>② 客観的な需要予測を含むデューディリジェンス、適切な支援等により、長期的な収益が見込まれる。</p> <p>③ 適切な収益を確保し資金回収を図る計画。</p> <p>④ 株主間契約書内で撤退に関する取り決めを行っている。</p>
(4) 他の公的機関との関係	関係省庁に情報提供することを通じて、十分な連携の下に適切な役割分担を行っている。

③ インドネシア・ジャカルタ・サウスイースト都市開発事業

項目	実績
支援対象事業者	本事業に参画するために大和ハウス工業及び JOIN により設立される J-SPC PT. Sayana Integra Properti
認可日	平成 29 年 7 月 7 日
支援内容	出資額：約 29 億円
事業概要	ジャカルタ中心部から南東約 24km の外環状道路及び南北に走る高速道路に近接する約 12ha の敷地において、分譲住宅・商業モール・ホテル・オフィス等を整備する複合都市開発事業に、大和ハウス工業と参画する
支援基準との適合性	
(1) 政策的意義	<p>① (1) 大和ハウス工業が初めてインドネシアにおける住宅事業に進出し、日本での知見を活かした複合都市開発を展開するとともに、(2) 日系製品の住宅設備を可能な限り採用してメイドバイジャパンのプレゼンスを高め、(3) 竣工後は、本邦グループ会社にて住宅の維持管理を行い、本邦企業が継続的に事業に関与していく。(4) また、LRT 新駅との良好なアクセスを確保して公共交通の利用促進を図る。</p> <p>② 機構の出資により本邦が出資の過半を占め、事業全体のコントロールポジションを確保。株主間の調整を行いつつ、良質なまちづくりの実現を図る。</p> <p>③ インフラシステム輸出戦略及び日本再興戦略に位置づけられているインフラシステム輸出による経済成長の実現等に貢献。</p> <p>④ デューディリジェンスの結果、重大な影響を与える懸念はないと判断。</p>

<p>(2) 民間事業者のインドネシアチブ</p>	<p>① 機構が出資することにより、インドネシアで初めて住宅事業を行う大和ハウス工業を支援する。また、住宅設備等に係る本邦メーカーや住宅の維持管理を行う大和ライフネクストの海外展開の支援にもなる。</p> <p>② 現地のデベロッパーである TRIVO とともに、大和ハウス工業が出資を行う。</p> <p>③ 取締役会への出席等を通じて、適切な経営体制を確保。</p> <p>④ 機構は他の我が国出資者との間で最大出資者とならない。</p>
<p>(3) 長期における収益性の確保</p>	<p>① 取締役会への出席等を通じて、適切な経営体制を確保。</p> <p>② 客観的な需要予測を含むデューディリジェンス、適切な支援等により、長期的な収益が見込まれる。</p> <p>③ 適切な収益を確保し資金回収を図る計画。</p> <p>④ 株主間契約書内で撤退に関する取り決めを行っている。</p>
<p>(4) 他の公的機関との関係</p>	<p>関係省庁に情報提供することを通じて、十分な連携の下に適切な役割分担を行っている。</p>

④ ミャンマー・ヤンゴン・博物館跡地再開発事業

項目	実績
支援対象事業者	Yangon Museum Development Company Pte. Ltd. Y Complex Company Ltd.
認可日	平成 29 年 7 月 28 日
支援内容	出資額：約 56 億円
事業概要	ヤンゴン中央駅北西約 1km に位置する軍事博物館跡地において、オフィス、商業施設、ホテル及びサービスアパートメントの開発・運営を行う複合都市開発事業に、フジタ及び東京建物と参画する。
支援基準との適合性	
(2) 政策的意義	① 日本のデベロッパーが知見を活用し、十分な耐震性や設備機能を有する建物を整備する。また日本のホテル運営事業者の参画により、おもてなし精神に基づく日本式ホテルサービスを提供する。

	<p>② 機構の出資が、許認可等に係る政府関係機関との交渉の円滑化に寄与し、事業を安定的に実施することが見込まれる。</p> <p>③ インフラシステム輸出戦略及び日本再興戦略に位置づけられているインフラシステム輸出による経済成長の実現等に貢献。</p> <p>④ デューディリジェンスの結果、重大な影響を与える懸念はないと判断。</p>
(2) 民間事業者のイニシアチブ	<p>① 機構が事業リスクの低減及び量的補完を図ることが、ミャンマーの都市開発事業の経験が無いデベロッパーの海外進出の後押しとなる。</p> <p>② フジタ及び東京建物が出資を行う。</p> <p>③ 取締役会への出席等を通じて、適切な経営体制を確保。</p> <p>④ 機構は他の我が国出資者との間で最大出資者とならない。</p>
(3) 長期における収益性の確保	<p>① 取締役会への出席等を通じて、適切な経営体制を確保。</p> <p>② 客観的な需要予測を含むデューディリジェンス、適切な支援等により、長期的な収益が見込まれる。</p> <p>③ 適切な収益を確保し資金回収を図る計画。</p> <p>④ 株主間契約書内で撤退に関する取り決めを行っている。</p>
(4) 他の公的機関との関係	<p>関係省庁に情報提供することを通じて、十分な連携の下に適切な役割分担を行っている。</p>

⑤ インドネシア・メガクニガン都市開発事業

項目	実績
支援対象事業者	本事業の実施のために組成されるインドネシア共同事業者（ジョイントオペレーション）
認可日	平成 29 年 12 月 22 日
支援内容	出資額：約 65 億円
事業概要	東急不動産インドネシアと JOIN 子会社が、インドネシア・ジャカルタ CBD 内の約 1ha の敷地において、分譲住宅、賃貸住宅及び商業施設からなる複合施設を開発・運営する都市開発事業。
支援基準との適合性	

<p>(1) 政策的意義</p>	<p>① 開発、設計、施工、管理運営を一貫して日本企業が行うことで、我が国の優れた建築技術、アフターサービス等の宣伝効果が期待される。</p> <p>日系メーカーの先進的な設備機器や住宅用エネルギー管理システム(HEMS)等、日本の持つ技術を活かし環境に配慮した建物を整備しジャカルタにおける日本企業のプレゼンスを高める。</p> <p>歩行者の回遊性に乏しいジャカルタにおいて、賑わいのある歩行者空間を設けるなど、日本の知見を活かした都市環境を整備。</p> <p>② 機構の出資により、賃貸住宅事業に伴う長期的な運営リスクの軽減が図られる。</p> <p>機構の出資により、許認可等の取得や、運営期間を通じた現地政府との交渉の円滑化に寄与し、事業の円滑かつ安定的な運営に寄与することが見込まれる。</p> <p>③ インフラシステム輸出戦略及び日本再興戦略に位置づけられているインフラシステム輸出による経済成長の実現等に貢献。</p> <p>④ デューディリジェンスの結果、重大な影響を与える懸念はないと判断。</p>
<p>(2) 民間事業者のイニシアチブ</p>	<p>① 機構の出資により、賃貸住宅事業に伴う長期的な運営リスクの軽減等が図られ、インドネシアで初めて大規模かつ長期的に賃貸住宅事業を行う東急不動産の海外展開を後押しするとともに、施工会社や住宅設備機器メーカー等の本邦関連企業の海外展開も支援する。</p> <p>② 東急不動産の子会社である東急不動産インドネシアがJOIN子会社と共同で出資を行う。</p> <p>③ 取締役会への出席等を通じて、適切な経営体制を確保。</p> <p>④ 機構は他の我が国出資者との間で最大出資者とならない。</p>
<p>(3) 長期における収益性の確保</p>	<p>① 取締役会への出席等を通じて、適切な経営体制を確保。</p> <p>② 客観的な需要予測を含むデューディリジェンス、適切な支援等により、長期的な収益が見込まれる。</p> <p>③ 適切な収益を確保し資金回収を図る計画。</p> <p>④ 株主間契約書内で撤退に関する取り決めを行っている。</p>

(4) 他の公的機関との関係	関係省庁に情報提供することを通じて、十分な連携の下に適切な役割分担を行っている。
----------------	--

⑥ インド・ジャイプル等既設有料道路運営事業

項目	実績
支援対象事業者	日本連合 SPC Cube Highways
認可日	平成 29 年 12 月 22 日
支援内容	出資額：約 96 億円
事業概要	三菱商事株式会社（以下「三菱商事」）、東日本高速道路株式会社（以下「NEXCO 東」）及び JOIN が出資するオランダ法人の日本連合 SPC（以下「日本連合 SPC」）がシンガポール法人 ISQ Asia Aggregator Pte. Ltd. 及び国際金融公社より、シンガポール法人 Cube Highways and Infrastructure Pte. Ltd.（以下「Cube Highways」）の株式を取得し、インドにおいて、総延長最大 790.3km の既設有料道路事業を管理・運営する事業。
支援基準との適合性	
(1) 政策的意義	<p>① 本邦企業初のインドにおける有料道路事業への本格参入であり、本邦道路事業者による、インドでの本格的な事業展開につながる。</p> <p>本邦企業が出資参画することにより、ノウハウ・技術移転、これに伴うシステム納入及び本邦道路事業者の継続的な事業の展開が期待できること。同時に、NEXCO 東は、Cube Highways とテクニカル・アドバイザー・サービス契約の締結を前提とした MOU を締結予定であり、本邦道路事業者によるアドバイザー業務の海外展開が見込めること。</p> <p>JOIN における道路分野での第一号案件であり、他の本邦企業への呼び水効果となり得ること。</p> <p>② JOIN の出資により、本邦企業の事業リスクを低減。また JOIN の関与により、カントリーリスクの低減が期待される。</p> <p>③ インフラシステム輸出戦略及び日本再興戦略に位置づけられているインフラシステム輸出による経済成長の実現等に貢献。</p> <p>④ デューディリジェンスの結果、重大な影響を与える懸念はないと判断。</p>

<p>(2) 民間事業者のイニシアチブ</p>	<p>① 本邦企業初のインドにおける道路運営管理事業への本格参入であり、JOIN の出資によりリスクを低減。</p> <p>② 民間事業者たる三菱商事、NEXCO 東及び JEXWAY による出資が見込まれる。</p> <p>③ 取締役会への出席等を通じて、適切な経営体制を確保。</p> <p>④ 機構は他の我が国出資者との間で最大出資者とならない。</p>
<p>(3) 長期における収益性の確保</p>	<p>① 取締役会への出席等を通じて、適切な経営体制を確保。</p> <p>② 客観的な需要予測を含むデューディリジェンス、適切な支援等により、長期的な収益が見込まれる。</p> <p>③ 日本連合 SPC 合弁契約書において、株式譲渡による資金回収の手段を確保予定。</p> <p>④ 日本連合 SPC 合弁契約書において撤退に関する取り決めを定める予定。</p>
<p>(4) 他の公的機関との関係</p>	<p>関係省庁に情報提供することを通じて、十分な連携の下に適切な役割分担を行っている。</p>